

第5回北谷町総合教育会議議事録

会議録署名人 _____

- 1 開催年月日：令和元年7月22日（月）
- 2 会議時刻：14時00分から16時00分まで
- 3 会議場所：北谷町役場3階 庁議室
- 4 出席構成員
 - (1) 野国 昌春 北谷町長
 - (2) 津嘉山 信行 北谷町教育長
 - (3) 宮平 俊治 北谷町教育長職務代理者
 - (4) 新垣 道雄 北谷町教育委員
 - (5) 瀬名波 和美 北谷町教育委員
 - (6) 嘉手納 民子 北谷町教育委員
- 5 欠席構成員：なし
- 6 事務局
 - (1) 仲松 明 企画財政課長
 - (2) 照屋 光司 企画調整係長
 - (3) 仲嶺 勇樹 企画財政課主任主事
- 7 説明又は意見を求めるために出席した者
 - (1) 玉那覇 教育次長
 - (2) 原田 学校教育課長
 - (3) 宮城 指導係長
 - (4) 仲地 社会教育課長
 - (5) 与儀 子ども家庭課長
 - (6) 鈴木 子育て支援係長
 - (7) 平良 こども園係長
 - (8) 吉山 主事
- 8 傍聴人：0名

9 議 題

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策（北谷町総合教育会議運営要領（以下、「要領」）第2条第1項第2号）

- (1) 子どもの貧困対策事業（要領第2条第1項第2号のキ「子育て支援」）
- (2) 待機児童対策について（要領第2条第1項第2号のウ「幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携」）
- (3) 浜川小学校敷地内における放課後児童クラブ設置の取組について（要領第2条第1項第2号のカ「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」）
- (4) 幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗について（要領第2条第1項第2号のウ「幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携」）

10 会議資料

- (1) 第5回北谷町総合教育会議次第
- (2) 北谷町総合教育会議運営要領（抜粋）
- (3) 子どもの貧困緊急対策事業について（資料1）
- (4) 待機児童対策について（資料2）
- (5) 浜川小学校敷地内における放課後児童クラブ設置の取組について（資料3）
- (6) 幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗について（報告）（資料4）

【司会】

定刻になりましたので、これより第5回北谷町総合教育会議を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日、会議までの進行を務めさせていただきます、企画財政課企画調整係の仲嶺と申します。よろしく願いいたします。また、事務局の仲松企画財政課長、照屋企画調整係長です。

本日の会議は北谷町総合教育会議運営要領第2条第1項第2号（教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策）について協議するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第3項の規定に基づき、北谷町総合教育会議を開催するものです。

本日は、北谷町総合教育会議運営要領第2条第1項第2号ウ「幼稚園、保育所及び認定こども園

を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携」に関する取り組みとして「待機児童対策について」及び「幼児教育無償化に関する庁内連絡会議について」、要領第2条第1項第2号カ「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」に関する取り組みとして浜川小学校敷地内における放課後児童クラブ設置の取組について、要領第2条第1項第2号キ「子育て支援」に関する取り組みとして「子どもの貧困対策事業」計4点を議題としております。

お配りした資料は第5回北谷町総合教育会議次第、北谷町総合教育会議運営要領抜粋、資料1「子どもの貧困緊急対策事業について」、資料2「待機児童対策について」、資料3「浜川小学校敷地内における放課後児童クラブ設置の取組について」、資料4「幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗について」となっております。

過不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

なお、本会議は北谷町総合教育会議運営要領第12条の規定により会議録を作成し、公表することとなっております。この会議の終了後にホームページにて公開いたしますのでご了承ください。

それでは、次第に沿って進行してまいりたいと思います。

次第2、町長あいさつとなります。

野国町長お願いします。

(2) 町長あいさつ

【町長】

はいさいぐすーよー、ちゅううがなびら。本会議は、町長部局及び教育委員会における各種施策の進捗状況の報告及び施策内容についての議論を通して、相互の共通理解を深めるとともに、今後の改善に努めていくこととしたいと思っております。問題解決に向けて活発な議論を展開していただければと思います。

皆様におかれましては、今後も総合教育会議を有効に活用していただきまして、北谷町の教育の向上のために、またお力添えをいただければありがたいと思っております。

以上で挨拶とさせていただきます。

【司会】

野国町長、ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、北谷町総合教育会議運営要領第3条第6項の規定により、野国町長が議長となり進行することとなっております。

野国町長、よろしく願いいたします。

(3) 会議冒頭

【議長】

それでは会議を進めさせていただきます。

まず、本会議は北谷町総合教育会議運営要領第4条の規定により、公開することとしております。

ただし、要領第4条第2項いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合及び次第4その他意見交換の際には、会議を非公開としたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

異議なしの声がございました。

傍聴人がいる場合は、ここで入室させますけれども、今日は傍聴の申請がないようですので、そのまま進行したいと思います。

先ほど事務局から報告がありましたように、会議終了後にホームページに会議録を公開しますので、会議録を作成するに当たり会議録署名議員を1人、私のほうで指名させていただきたいと思えます。嘉手納委員、よろしくお願いします。

早速ですけれども、議題に入りたいと思えます。今回の議題は教育委員会及び子ども家庭課において、相互に関連する内容となっておりますので、北谷町総合教育会議運営要領第5条の規定に基づき、教育委員会関係課長、及び子ども家庭課長を説明者として決定してよろしいでしょうか。

また各担当係長につきましても、関係者としての出席を決定してよろしいでしょうか。

異議なしの声がございましたので、説明員を入室させてください。（説明者入室）

関係者が席につきましたので、それでは進めていきたいと思えます。

議題（1）の子どもの貧困対策事業についてですが、これは子ども家庭課及び社会教育課により説明をさせたいと思えます。

それでは、順次説明をお願いします。

（4）議題 ①子どもの貧困対策事業（要領第2条第1項第2号のキ「子育て支援」）

【子ども家庭課】

皆様、こんにちは。議題（1）の子どもの貧困対策事業につきましては、子ども家庭課が町全体の調整役となっておりますので、まず全般的なところを子ども家庭課のほうから説明したいと思います。

資料1「子どもの貧困緊急対策事業について」子ども家庭課が説明

【議長】

ただいま子どもの貧困緊急対策事業についての説明がございました。質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いします。

【委員】

支援員ですが、リレーションパートナー（RP）は何人ですか。

【子ども家庭課】

1人配置しています。

【委員】

成果から見ますと支援人数が59名ですが、世帯数にすると何世帯ぐらいになるんでしょうか。

【子ども家庭課】

48世帯となっています。

【委員】

現状と課題とありますが、具体的な教育指導のアプローチをしている場所は、ちゃたんニライセンターにあるんですか。

【子ども家庭課】

多くがちたん塾につながっていますので、そのちたん塾のほうに、ちゃたんニライセンターに来て指導、面談などは行っているところです。

【委員】

(5)の現状と課題に、生活習慣の乱れに対する児童へのアプローチができていないということがあげられてますが、どこまでがリレーションパートナーの仕事ですか。

【子ども家庭課】

地域ですと、特に学校を想定していたんですけども、学校でちょっと課題があるといいますか。家庭の経済的なものが原因にあるときに…。

【委員】

今僕が質問しているのは、リレーションパートナーがありますよね。スクールソーシャルワーカーが学校に行って、対象となる子どもたちの情報を得ますね。それをちたん塾につないで、お勉強の面倒を見たり、それから生活指導の面倒を見るわけですか。

【子ども家庭課】

ちたん塾に限らず、この世帯に対してどういった支援が一番よいのかというのを見極めて、ちたん塾なのか、児童館でもいいと思いますし、費用のかからない居場所へつなげるという感じですね。

【委員】

実際には学校に入って、そういった子どもたちの情報というのは、スクールソーシャルワーカーは、どういうふう to 情報を得ているんですか。

【子ども家庭課】

スクールソーシャルワーカーは学校に入りやすいので、スクールソーシャルワーカーが学校の職員から情報を得ていると思います。その原因が何なのか。経済的に困窮している世帯であれば、スクールソーシャルワーカーがリレーションパートナーにつなぐということをイメージしています。リレーションパートナーか、まだ必要な支援につながっていないのであれば、そこにつなげてあげますとか。

【委員】

この捉え方は、スムーズに行っているわけですね？

【子ども家庭課】

行っていないのもあるみたいです。

【委員】

取りこぼしとか、そういったことはない？

【子ども家庭課】

あると思います。もっと情報がしっかり届くようにできる方法がないかなというのを、考えてほしいと思います。

【委員】

これは全てプライバシーにかかわっていることで、いつも思うんですが、実際今、取りこぼしがあるかもしれないということですが、行き届いた支援をするためには、情報もしっかり上げてもらわなければいけないんですが、学校とソーシャルワーカー、リレーションパートナーとの連携によりスムーズに行く、こういった見解はなさっていて、どんな実情なのか。

【議長】

話を少し整理する意味で、支援の成果として、支援人数59名。平成31年3月末現在ではそういう状況であると。この現状と今後の課題、今後の取り組みについて、お話し合いをすれば、町長部局、教育委員会がどういう取り組みをすればいいんだという課題が見つかってくると思うんです。そういう話の進め方でどうでしょうか。

ひとつ、支援の成果までは、子どもの貧困緊急事業として、こういうふうにつなげたというところまでは来ておりますから、それは恐らく情報交換をしてやってきていると思います。そのうえでの現状と課題というところで、課題がはっきりしてきたら今後の取り組みについて今書いてあるとおりでいいのか。こういう感じで進めたらどうかと思っております。

ち一たん塾も将来的には、地域未来塾につなげていく。これは子どもの貧困対策事業、ち一たん塾は、最初は10割国補助でしたけれども、これは毎年補助率を減らしていくというのは国の方針ですので、財政上を考えた場合にどういうふうにしていったほうがいいのかというところで、地域未来塾につなげていくという考えですよね。ですから、そこにつなげていくという方法を考えていく。今は、ち一たん塾でやっておりますけれども、学校内で地域未来塾というのをやっていますので、そこに将来的にはつなげていきたい。補助率が3分の2以下になってくると、未来塾に行ったほうが町の財政的には負担が少なくなる。こういうことになりますので、これまで実施してきたうえでの現状と課題、今後の取り組み等について議論をしていければと。課題の中で何が要因として上げられるか、そこら辺の共通認識も含めてやっていければいいんじゃないかと思っておりますけれども、それをやるに当たり、まず成果まで見て疑問点とか、当然ご質問等をいただくんですけども、現状と課題、これは総合教育会議で共通認識を図った上で、また今後の取り組みと、支援につなげていければと思っております。

現状と課題のSSWとの役割分担、当初予定していた役割分担になっていない、いわゆる福祉と教育、学校と青少年支援センターの連携が難しいというお話がある。この辺の2つのアプローチができていないということですが、この辺はここでどうするというものをしておかないと、今後の取り組みについても同じようなものが残ってくるんじゃないかと思うんです。この総合教育会議で

は忌憚のない意見等を交わせればいいのかなど思っておりますので、よろしく申し上げます。

【子ども家庭課】

委員からのご質問にもありましたけれども、まず今何が人の動きとして課題となっているかということでしたので、まず貧困対策の基本としては、学校をプラットフォームというのが国の考え方です。全ての子どもが通ってくる学校ですので、あらゆる状況が集まる場所が学校という前提がありますので、まず学校をプラットフォームにして、普段生徒とかかわっていく教職員の方々が生徒の気になる部分であるとかは、いろいろと日ごろ情報をキャッチすると思いますが、その福祉的な解決方法とかは、そういう知識が余りないと思いますので、そういう部分を先生たちがスクールソーシャルワーカーに情報提供をして、スクールソーシャルワーカーは交通整理をする役割になると思います。

貧困が課題であると思われる事例に関しては、リレーションパートナーにつなぐ。不登校とかが課題になっていれば、こういう方に関しては青少年支援センターにつなぐ。そういう交通整理の役割をスクールソーシャルワーカーが担っていると思うんですけども、本町の実態としては、スクールソーシャルワーカーが学校からの情報を少し吸い上げ切れていないのではないかというのが課題で、これは昨年度の課題なんですけれども、それを受けまして今年度からは、スクールソーシャルワーカーは教育委員会配置ではなくて、学校に配置する形にして、普段から教職員の方と情報共有しやすい体制にしていこうというのが今年度からの取り組みになります。去年の課題を受けての、今年度からの工夫点がそういうことになっています。

【学校教育課】

学校教育課に配置しているスクールソーシャルワーカーはお二人おりますので、それぞれの中学校区にお一人ずつ配置して、今、北谷中学校区は曜日を決めて、週に1回北谷小学校、北谷中学校、第二小学校に一日勤務をすることで、休み時間に担任が少し困っていることがあったり、気になる子は休み時間等でもお話しできるようにという体制をつくっている状況です。桑江中学校区に関しては仲村スクールソーシャルワーカーが担っており、教職員の研修を含めて、いろいろな業務も担っていますので、曜日は決めずに学校からの要望があるときに、週に1度どちらかの学校に行って相談を受けるという体制を整えております。以上です。

【委員】

ちょっと質問いいですか。ここのスクールソーシャルワーカーは、当初予定していた分担化になっていないというふうにあるわけですけども、うちは今教育委員会から実行する学校へ行ってやるという形をとっておりますけれども、向こうの中での貧困関係は、今まではソーシャルワーカーは面倒を見ないというか、拒否みたいな形でやっているのか。その分仕事が多すぎて、これは別だよという感じになっているのか。この辺の中身がソーシャルワーカーの…、どのレベル、どの程度なのか、聞かせてもらえますか。

【子ども家庭課】

福祉分野から見た感じでは、学校からの困った児童に関する情報がスクールソーシャルワーカーに満遍なく伝わっていないような感じがします。そのため、こちらにスクールソーシャルワーカー

を經由してつながってくる前に、学校現場でとまっているという事例のほうが多い印象があります。ですから学校を基本として、学校の先生たちが困っていることをスクールソーシャルワーカーが交通整理役として引き上げて、交通整理をする機能が少し弱いのかなというのが、福祉分野から見た印象です。

【委員】

イメージとしては、このスクールソーシャルワーカーというのは全学校に1人は配置して、情報が確かに入りやすくなりますので、だからそういうもろもろの問題、不登校とか貧困生活、そういうものにもかかわって、学校はそういうことも全て対応して、子どもたちのためにやっている存在かなというふうに思っていたんですけども。これは各学校に今後も1人は配置される予定ではあるんですか？ 国の考えはそうだと思うんですけどね。

【学校教育課】

現在は週に1日なんです。スクールソーシャルワーカーは毎日いるわけではないです。今あったように、全てはスクールソーシャルワーカーを通して、どっかに上げていくというのは週に1回しかいませんから、難しい部分がある。スクールソーシャルワーカーと相談を進められる事案については、学校はスクールソーシャルワーカーを十分活用していると思っています。ただ、スクールソーシャルワーカーに相談せず、直接子ども家庭課のほうに連絡したほうが良いという事案については直接、緊急性があるとか、そういう生活に直結するものですね。そういうことについて、直接言っている感じですね。

ただ、流れがうまく行かなくて、誤解もあるのかなというふうに思っているところです。この課題の1つ目にしても、学校の先生方がまず相談をするというのが、やはり学校で少し問題を抱えている子。例えば、授業にうまくついていけないとか、授業中に立ち歩き回るだとか、少し発達に課題があるような子をどうしても相談に上げていく。そしてそういう家庭を見てみると、ちょっと貧困の課題もあるということでリレーションパートナーを通じてちーたん塾につないでいくと、どうしてもちーたん塾にいる子どもたちというのは、少し発達に課題を抱えていたり、十分に教育の指導が家庭でされていなかったりする子どもたちが多いので、どうしても生活指導に一回入っていくというのは、僕は必然的な課題だなというふうに思っております。ただ、放ってはおけないので、それに関してちーたん塾での情報もしっかり上げてもらっていますので、その辺を学校に情報提供をしながら、お互いで考えていければいいなということだと思います。

【委員】

以前文科省のそういうふうな研修会に参加したときに、全学校に一人ずつ配置するようなことが今ニーズとして求められているので、そういった方向で行きますよみたいなものを以前研修したのだから、現状はどうなっているのかなと。もちろんよそのところのものではあるけれども、非常に大事な役割をしているという認識があつて質問したので。以上です。

【委員】

各学級担任がどうしても相談したい、あるいはまた先生方が、この子はどうしてもソーシャルワーカーにつながり、リレーションパートナーにつなぐと、学校現場に徹底されている？ 相談があ

れば、必ず上げて漏れがないようにとか学校全体で徹底している？

【学校教育課】

今スクールソーシャルワーカーは各学校の生活指導連絡協議会、生徒指導部会、中学校だと週に1回、毎週生徒指導部会でなんですけれど、これは参加しています。小学校の場合は、月に1回ぐらいしかありませんので、学校で情報収集するという形が多いのかなとは思っています。

【委員】

先ほど出ましたように、折り合いをつけて相談をする、情報を確認するという時間は、なかなかぎりぎりですか。

【学校教育課】

先生方から情報をもって、ソーシャルワーカーは面談をしたり、親御さんとかかわらないといけない問題。ここに親御さんまでたどりつくのが一番難しい問題で、なかなか親のところまで行かないで、子どもの相談で終わっているという部分はある。親のところまでつながったものが、こうやってちーたん塾につながっているんじゃないかと思います。

【委員】

大変すばらしい取り組みだと思っているんですが。

【議長】

貧困から来ている話の中で、そういう場合には当然、福祉課、子ども家庭課とかに、そのSSWを通じて情報が入ってれば、非常にやりやすい面が出てくるわけですね。ここは教育委員会がやるべきところだと。そして、貧困の関係で学習が遅れている。その場合には、ちーたん塾にはつなげていく、あるいは地域未来塾につなげていくとか、こういうふうな感じになると思いますが、貧困問題が根本にあると見た場合には、ではどういう支援ができるかという形について、福祉部門でも少し対応する訳ですよ？

【子ども家庭課】

はい。

【議長】

だからこれを、例えばAさんについてやる場合に、どういうふうにつなげていけば、支援につながっていくと、こういうふうなことだと思うんですよ。そういうことをSSWとかRPとかが担ってやっていくと。それはやはりしっかりその役割を担えるような、また平等にしなければいけないという課題ということで…

【子ども家庭課】

いろんな専門職とか相談員が配置されていると思うんですけども、それぞれはすごく一生懸命やっていると思うんですが、全体の仕組みとしてはちゃんとできているかというところと、すごく課題が多いかなと。ダブついているところがあれば、空白的なところもありますし、仕組み全体を見て、北谷町でのいい役割分担と連携の仕方を。

【委員】

こういう交通整理をする人が。

【子ども家庭課】

スクールソーシャルワーカーは、学校分野における主部門との橋渡しの役割だと思しますので、そのほうがもう少し機能してくれればなど。

【委員】

常時学校におればね。

【子ども家庭課】

リレーションパートナーのほうからも、スクールソーシャルワーカーと定例会を持っているんですが、なかなか事例が上がってこないということで、もう直接学校に行っていきたいという相談を受けています。直接行ったら行ったで、いろいろ情報があるということで、リレーションパートナーは学校に直接行きたいという話もあるんですけども、やはりこういう個人の動きに頼るやり方は、その職員が辞めてしまうと続かないので、仕組みとして学校から誰か吸い上げて、交通整理をする。どの分野は誰が引き受ける、どの分野は誰が引き受けるみたいな仕組みを整えていかないといけないと思います。

【委員】

学校側の仕組みですね。

【子ども家庭課】

学校をスタートとした、この事例のつながり方、仕組みをつくらないといけない。

【委員】

確かにそういうシステム化しないとね。

【子ども家庭課】

はい。

【委員】

質問ですけど、学校にはこのスクールソーシャルワーカー以外に心の教育相談員とかもいますよね。どっちかと言ったら、まだ常駐しているその人たちのほうが拾いやすく、そういう人たちとも、心の教育相談員とか、あるいは経済的な面だと民生委員も情報を持っていらっしゃるの、そう方たちともどこかで情報交換をする場があったほうがいいのかもしいかなと思ったりもしますけどね。

【委員】

だから今言う、このシステムを確立するという。

【学校教育課】

スクールソーシャルワーカーと心の教育相談員は、スクールソーシャルワーカーが学校に行きますので、そのときには情報連携を必ずやっております。

ただ、やはり学校現場でなかなか、貧困なのかということまでそこで見つけるのが非常に難しいというのが現状だと思うんです。リレーションパートナーが直接学校に来ると、スクールソーシャルワーカーは全体的な問題行動を集めながらの中から貧困を探すんですけども、リレーションパートナーが来ると、貧困に特化して話を聞いて回るので、上がりやすいと思うんですよ。だから

ら、僕はリレーションパートナーがここにいてもらっても、スクールソーシャルワーカーと連携をしながらでもいいのかなという気持ちは少しあります。スクールソーシャルワーカーで貧困に特化して話を聞くというのはなかなか、ほかの問題行動の対応、問題の相談を受けるほうが非常に大きいと思います。

【議長】

リレーションパートナーが直接学校に入るというのは、何か問題がある？

【子ども家庭課】

沖縄県の活動指針としては、まず学校をベースにして、そこからスクールソーシャルワーカーが教職員から上がってきた生徒の交通整理をして、貧困に関してはリレーションパートナーにつなぐというのが、沖縄県の標準的な部分となっていますので、そのほうがいいと思います。

今モデル事業でリレーションパートナーという、国のお金のついた人間がいますけれども、この人がわざわざスクールソーシャルワーカーの活動領域に入り込んで、ダブつきもありますし、スクールソーシャルワーカーがやる領域の部分にあえてこの人を入れていくというのは非効率じゃないかなと。

【議長】

原田課長は、その意見を少し変えてもいいんじゃないかというお話しですね。

【学校教育課】

僕は県の子どもの貧困の支援の取り組みの中で、このリレーションパートナーについては、直接学校に入れるようになっていると思うんですが。

【子ども家庭課】

違います。役割分担の図があって。

【学校教育課】

学校のところにリレーションパートナーが入っていると思うんだけど。県の通知の中に。

【学校教育課】

県の通知は今、リレーションパートナーは学校の中に入っていけるということにはなっているんですけども、町の方針では役割分担を決めておりますので、それをもとにやっていくという感じです。

【議長】

その辺は整理したほうがいいと思います。少し意見交わしてね。県の方針では入ってもいいですよという話になっているわけでしょう？ 北谷町の役場の方針でSSWがRPにつないでいくというような方法がいいのか。やはりRPが直接入っていく方法もあるのか。そういうふうな形をもう少し議論をしてくれないかなと思うんですが。

【委員】

それと案として、一番子どもの貧困が見えるのは保健室とここにはあるんですね。貧困とかがって特化するんだったら、学校に入っていくって養護教諭と面談する場面も必要なかなと。

【子ども家庭課】

どちらかと言えば、貧困として特化してアプローチをかけるのではなくて、ちょっと子どもの状態として問題が浮かび上がってきた子どもの、何がこの子をそうさせているのかという原因を整理して行って、やる役割が必要と思うんです。貧困ですという感じの課題が浮かび上がってくるわけではないので、問題行動とか、不登校とか、学業不振の子どもたちに、何がこの子たちの背景にあって、こうなっていったかというのを学校やスクールソーシャルワーカーが、その辺をひもといて、交通整理をしていくことなのかなという感覚ですけど。

【委員】

スクールソーシャルワーカーを町にお願いしたのは、最初はPTAがこういうのがあるということをお願いできないかという案を、実際のSSWも呼んで、こういう役割ですよと話を聞いて、PTAとしてはぜひお願いしたいと町にもお願いをして入れてもらったんです。正しくは課長が言ったような感じで、交通整理をする役目ということで僕らもお願いしたつもりではあるんですけども。それがだから、今聞くとちょっとできてないような感じで、保護者からすると、自分はどこに行ってもいいかわからない。警察に行ってもいいのかわからない。そこら辺を見極めるすべがないので、自分はどこに相談して、何が原因なのか、貧困なのか、そこら辺が保護者としてわからない方が多いと思うんです。そこら辺で交通整理をやる役目が、このSSWじゃないかなとは思ってはいるんですけど。

【委員】

学校に入っていくかは、学校内でのいろんな生徒指導であったり、相談員であったり、ちゃんと学校長を中心にして会議が行われているんですよ。その中で、じゃあこの子はどこにつながうとか、この子はどうしようかというところがいくわけであって、ただ単発的に担任か、養護教諭か、誰かがどこかに持っていくというものではなくて、組織単位として動いていますので、ただこれがやはりちゃんとされていないというのであれば、例えば校長会あたりとか、そういうところでの検討も必要だし、それから学校教育課としても、いろいろな生徒指導の場でもありますので、そういうところでの指導も必要だし。

それから今見ていると、要するに上の段階で、このリレーションパートナーとSSWの理解が少し深まっていないところがあるので、そこら辺を調整してからやらないと、恐らくおかしいなと思いつつ、その方たちを置いているのかなと。必要にかられて置いているのかなと思うんですけども、あくまでも学校は組織体ですよ。だからこの人に聞けばいいじゃなくて、ある程度校長を通して、そこの中に入っていく。だから一番私は、これを握っているのはやはり校長だと思うんですよ。ですから学校を動かしていくという意味では、もう少しそういう働き方というのは、トップの働き方というのはやはり必要かなと。今、町長がおっしゃるように双方でもう少し検討し合っていて、仕事はどうするかという話をすると同時に、また校長会も毎月開かれていますので、そこら辺はまた教育長のほうから、そういうところの話を伺って、検討していかないと、今個々で動いてしまって、ちょっと何かばらばらな気がするんですよ。やはり上のほうで少し話し合いをしたほうがいいなと思うんですけど。

【子ども家庭課】

仕組み全体が整って、人が変わっても支援体制が変わらないように、仕組みはつくっていきたいと考えています。

【議長】

せっかくSSWとかRPがいて、また支援員とかもいる。そういうこともあるので、やはり有効に機能するにはどういう方法がいいのかについて、もう少し学校現場も含めて、議論もしてもらって、どこにつなげるのが一番その子の支援につながるというものを含めて、貧困が学力の遅れにつながっているというのは福祉課、子ども家庭課とかにつないで、じゃあ親の支援をどうするかとかというような形のものが出てくると思うんですよ。制度がわからずに役場関係の申請をしていないとか、また職業のあっせんも、県の支援機関につなげて行くとか。どういうふうにやれば、効率的な支援につながる。そして制度として、仕組みとして効率的な運営につながっていくと。こういうところをもう少し小まめに話しして、教育委員会に上げる部分と、町長部局に上げる分があれば、またもう一回総合教育会議でもいいし、そうでなければそれぞれで、先ほどありましたように校長会、教頭会で。課題となっている根っこのところをもう少し直してもらいたい。

【子ども家庭課】

部課長レベルの会議を年2回、現場レベルの係長クラスの実務者会議を年6回は行っていますので、その辺でも今あった意見は議論していきたいと思います。

【委員】

効率的な運営においてですよ。最終的には町長がさっきまとめられましたので、どちらにしても効率的な運営をするには、小まめにそういった連携がうまくいくにはどう動くかということを考えてほしいと今課題が出ましたので。気になるのは、学校側の体制。こういうことが行われますよと職員一人一人がその認識を持って、そして連絡・相談をして、その中で担任は家庭訪問とかいろいろやっていて、ある程度の目星はつくと思いますので、学習の遅れだとか、発達障害がありそうだとか、塾にも行っていない、家計も苦しいだろうとか、これは学級担任が上げない限り就学支援も受けられません。その辺の効率化というかな。校長会で説明は一応やっているわけですよ、教頭会も。大いに活用してくださいよと、こんなのが始まりますよと。

【社会教育課】

後ろに添付している、この平成30年度の取り組みの中に記載されているのは、地域未来塾の件で、この地域未来塾を通年で実施していきたい考えはあるんですけども、学校現場の管理者や、実際事務はコーディネーターをお願いしております、もう既に事務などもたくさんあることから、この新しい取り組みになかなか取り組むことができないという課題があります。このあたりを校長会、教頭会で教育長から説明していただいたり、あと方針を決定する必要があります。

【委員】

まずは、この途上であるというところですね。

【議長】

それでは貧困対策事業、教育委員会と町長部局のほうで有効活用をできる方法は何がいいのかというようなことを見出してください。

ちーたん塾は送り迎えによる支援員の負担があるんですか。ちょっと長距離というか、ちゃたんニライセンターの遠いところからすると、北玉小学校区域。

【子ども家庭課】

北玉小学校区域に送迎が行くんですけれども、送迎できる時間が決まっているんですけども、そのときに子どもがいなかったり、「お勉強、今日は嫌だ」とか言って車に乗ってくれないなどもあるので、そこがちょっと苦労しているということですね。

なので、これも今回の方向では、保護者さんを交えてちゃんと時間を守って塾に行くとかという、子どもが約束を守れるようにするために、どのようにしたらいいかというのが課題です。送迎に関しては。

【議長】

出席率は80%とあって、かなり高いとは思いますが、いわゆる1人、2人、こういう子がいて、出席率が悪くなった？

【子ども家庭課】

であったり、学校も不登校気味で、その中で塾にも来れないという子もいらっしゃいます。今では来て、しっかりとお勉強に取り組む子もいますので、出席率はまだ8割超えてはいます。

【委員】

もう一つ、現状と課題のところで生活面の指導を必要とする児童へのアプローチができていないという、これは？

【子ども家庭課】

これはリレーションパートナーの課題なんですけれども、ちーたん塾でなかなか勉強に取り組めないのは、学力が低いとかそういう以前の問題。お勉強ができないから勉強したくないではなくて、生活習慣が整っていなかったり、家庭の中で取り組むべきことができていないとか、じゃあそこにどうやってアプローチをしていけばいいのかというのは、これはリレーションパートナーの悩みです。

【委員】

まだ始まって間もないですよ。子どもたちは幼児のころから、放り出されていて生活している子どもたちを集めてしているわけですから、徐々にしかできないと思いますよ。塾は本当にすごいなと思っているんですけれども、学校でそういうのをなかなか出し切れていない子もいたりするので、地域も本当にあちこちまたがっていると。今まで何もかかわっていなかった子どもたちが集まって来るということに関しては、いい制度だと思います。

ですからそんなに、100%にしてとかそうじゃなくて、来ているだけでも一つの支援。今回来れなかったから、次行こうねという約束をして、終わるだけでも構わないと思います。かかわりがあってそれで徐々に、上がっていけばいいのかなと思いますけど。大変でしょうけどね、かかわっている人は、なるべく成果につなげたいと思いますけれども、今は学校以外も大変とおっしゃる子どもたちをたくさん集めているのですから、そういうことも理解しながらでいいんじゃないですかね。

【議長】

こちら辺は、ほかに何かありますか。39名、出席も大体80%まで来ていますよ。ただ、課題としては、送迎に時間がかかる。そうするとまたほかの子にも、先に乗った子とか、そういう子たちにも少し影響が出てくると思うので、その辺は徐々に徐々にやっていくという形でよろしいでしょうか。

【議長】

では、一番目の議題はよろしいでしょうか。

議題 ②待機児童対策について（要領第2条第1項第2号のウ「幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携」）

【議長】

続きまして、議題（2）の待機児童についてですけれども、こちらは子ども家庭課、学校教育課より、説明させたいと思います。

それでは、順次説明をお願いします。

資料2「待機児童対策について」子ども家庭課が説明

【議長】

ただいま待機児童対策についての説明がありました。ご質問等、伺いたいと思います。

【委員】

基本的な質問なんですけど、この待機児童というのは、町に申請して受け入れすることができなかった子どもたちの数？

【子ども家庭課】

厳密に言うと、それとはまた違ってまして、この待機児童の定義というのが、入所申し込みをして、入所できなかった方の中から、ほかに町が案内できる施設があるにもかかわらず、例えばこの施設しか希望しないとか、そういった理由で断った方について、待機児童から外れる方とかもいますので、ここで言う、例えば平成31年4月1日時点においては40人ということであるんですけども、実際には入所待ちとなっている方は、それ以上の数いらっしゃいます。申し込み自体、第一次審査の段階で入所が保留となる方については100名近くおりますので、その中から町が、例えば入所待ちの方に案内させていただいたときに、希望の保育所ではないということで断られるケースがありますので、その断った方については、待機児童の定義からは外れます。

【委員】

案内するって、何か公立の保育所とか認可保育所？

【子ども家庭課】

はい、そうなりますね。

【委員】

無認可は案内しない？

【子ども家庭課】

認可外は、町のほうではご案内はいたしません。

【委員】

実際、この子たちは誰が見ているとかというのがあります？

【子ども家庭課】

恐らく家庭保育をされていたりですとか、認可外保育施設を利用して、認可外に入りながら、希望の施設のみが空くのを待っているという方もいらっしゃるの、そういった方は待機からは外れている形になっています。

【議長】

今年10月からの無償化がありますよね。無償化されると、保育ニーズは拡大をしていくというふうな予測。

【子ども家庭課】

そうですね。次年度から始まる第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画の、今年度が策定になっていて、次年度から計画が始まる形ですけれども、その計画の中には無償化によるニーズ拡大を想定したニーズ調査を実施しまして、これによるとやはりニーズは増えるんじゃないかという予想となっています。

【議長】

どの程度か。

【子ども家庭課】

まだちょっと、案の段階なので、今この見込み量を県のほうに提出して、県とのやりとりの中で調整しながら、正式にこの量の見込みを決定して、それに合わせた整備をしていく必要があるんですけど、この量の見込み自体は、現在ある計画の中で見込んでいた量よりも、次年度はやはり相当増えるという予想にはなると思います。

【議長】

今の待機児童も3歳以上は、ほぼ満たしていると。ところが0から2歳までが、どの時点で見ても大多数はその不足。それはそれで、今度小規模を3カ所つくるでしょう。そうすると19、19、19で3掛けるから、57名？これを入れられるといること。そうすると待機児童も解消ということになる。今度また無償化によって、3歳児、4歳児以上が増えるから、またそこら辺の待機児童が増えると。

【子ども家庭課】

可能性があるんじゃないかと。

【議長】

0から2歳児までは3カ所整備できれば、何とか解消できるような考えですか。これは途中でまた生まれてくるから、0歳児は。4月時点では書いてなかったけれども、出産等があるから、その

皆さんがまた移動をしてくると、待機児童になると。途中もいっぱいあるでしょ？

【子ども家庭課】

そうですね。途中での申し込みがあるので、やはり0歳児については、この資料でいうと、3月1日時点で見ると、0歳児は62人で、生まれるとどんどん申し込みが増えていくという状況もあるんで、やはり0歳児の受け皿としては、なかなか厳しいものがあるんですけども、1、2歳児については、今年度整備を行うことで、ある程度受け皿としては確保されると思うんですけども、今度量が整備されると、またそれに伴うニーズ拡大とかが出てきたりするので、実際に毎年定員というのは、保育所を整備して、どんどん枠は増やしてきてはいるんですけども、待機というのはやはり解消されていないという状況もあるので、恐らく今年度整備したから、待機がゼロになるだろうというのは言い切れない部分があるのかなということで考えています。

【議長】

ニーズが増えてきたら、待機児童はなかなか解消できませんけど。ただ、誤解したら困るので、これはちょっと僕も教えてもらいたいということを含めて、いわゆる保育の無料化というのがある。ところが、皆さんは全く無料だというふうに言っているけれども、保育料が増える人もいるらしいですね。給食費とかいろいろなケースとして。

【子ども家庭課】

最初はこのケースが懸念されていたんですけども、国のほうで考え方が具体的に示してきていて、年収が360万円未満相当の世帯については、給食費の実費分についても免除の取り扱いになるものですから、なので大体それぐらいの階層となると、大体2万円前後の保育料の方になるんですけど、それぐらいの方までは実費分も含めて免除の対象になるので、無償化によって費用負担が増えるということは、今のところ想定はされていません。

【議長】

無償化にならない、給食代を払う人もいるわけでしょう？

【子ども家庭課】

全くゼロにはならず、給食代が発生するという方も中にはいらっしゃいます。

【議長】

今までは、給食費も入って保育料の計算がされている。ところが今後は、これとこれは全く別になるから、給食費の分は増えるという形の人が出てくるのでは？ 認可保育園あたりでもこれは想定されない？ 公立の場合は、給食費は当然役場が負担というかたちで負担増につながるけれども、認可保育園もそのケースがない？ 無償化と言ったのに、後でそうではないという話になってこないかなという心配がある。

【子ども家庭課】

今回新たに実費化されるのが、給食費のうちの副食費、おかず代とかそういったもの、材料費になるんですけども、国が示している額が「おおむね4,500円以内を想定」ということなので、各園ともそれぞれの事業所がかかっている費用と、あとは在在所している園児の数で、1人当たり幾らというのを算出していただいて、実費額は幾らというのを設定するというので、先月に説明会

を実施して、園のほうには依頼はしているんですけども、おおよそ4,500円を目安に各園でそれぞれ料金を設定するという形にはなるんですが、この額が今まで払っていた保育料よりも高くなるというケースはないんじゃないかと見ています。今回実費徴収される方の保育料のラインというのが、今まで2万1,000円以上払っていた方々なので、この方々が実費分は残ったとしても、大体4,000円前後の負担になるところであれば、基本的には負担額は少なくなると思っています。

【議長】

全くゼロになるわけではないんだよね。

【子ども家庭課】

全くゼロになるわけではないんですけども。

【議長】

収入に応じては？

【子ども家庭課】

はい、そうですね。収入が高い方については、実費分だけの負担は残るという話。今までは保育料に給食費相当の分として溶け込んでいた部分が、保育料相当分だけが無償化になって、実費分だけは負担は出ますよという形です。

【議長】

出ますよね？ その辺はやはりしっかり周知しておかないと、「何で、無償化じゃなかったのか」と。

【子ども家庭課】

周知の方法は、広報ですとかホームページ、あとは事業所にもそういったチラシとかを配布して、事業所間の周知もしっかりやっていきたい。

【議長】

認可園ではそういう説明会も開いて、保護者は来るんでしょうけど、認可外もしっかりやらないといけない。

【子ども家庭課】

認可外も同じように各種手続、周知。認可外も新たに無償化の対象になるものですから、認可外の無償化の考え方についても、保護者には十分周知をしていただくよう、お願いをしているところです。

【委員】

今の件ですけど、360万円以上は実費徴収になるわけですか。

【子ども家庭課】

はい。

【委員】

それと0歳から2歳のお子さんの場合には、どうなるのかなと。

【子ども家庭課】

0歳から2歳のお子様については、住民税非課税世帯の方のみに限って無償化されます。それ以外の世帯については、これまでどおり。

【委員】

今の件で、無償化に伴い見込まれる保育ニーズの拡大というのは、まだちょっとわからないんですが、どんなケースが予想されるんですか。

【子ども家庭課】

考えられるケースとしましては、現在両親の1人だけが働いている世帯とかで無償化されるのであれば、お母さんのほうも例えばパートをしながらでも、子どもを幼稚園とか保育園を利用させよかなというニーズが出てくるのかなというのが想定されます。

【議長】

「保育に欠ける」という要件がもうなくなる？

【子ども家庭課】

例えば、利用するのが幼稚園であれば、特に両親が働いているという要件はないんですけれども、保育所とかであれば、両親とも働いていたりとか、そういった条件がついたりしますので、その場合は現在の共働き世帯でないような場合は、保育の必要性を満たさないので入所はできないんですけれども、無償化を機に働いていなかった親御さんが働くことで、子どもを預けようというふうに考える可能性はあるので、そういったところなのかなと。

【議長】

これがニーズの拡大ですよ。

【議長】

働きに出るということは、「保育に欠ける」ということで、入所できる資格がある。ところが一方だけ働いて、一方は子どもを見ている人になれば、認可園や公立に入れる資格がまずないということなんですね。ですから今度は無償化になれば、働きに出て、子どもを預けましょうかという、こういったのが想定されているということで、パートに出ましようかとか。

【委員】

増えるかもしれませんね。

【議長】

この待機児童対策については、北前のこどもの森の施設の整備はいつでしたか？

【子ども家庭課】

こどもの森は予定としては9月で、今はもう法人の認可までは下りている状況です。

【議長】

それでは、待機児童については今説明のとおりでございます。

(6) 浜川小学校敷地内における放課後児童クラブ設置の取組について（要領第2条第1項第2号のカ「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」）

【議長】

次に、議題（3）浜川小学校敷地内における放課後児童クラブ設置の取組について、子ども家庭課より説明していただきたいと思います。

資料3 「浜川小学校敷地内における放課後児童クラブ設置の取組について」 子ども家庭課が説明

【議長】

ご質問などありましたらどうぞ。

【議長】

敷地内と言ったけど、場所はどの辺と言った？

【子ども家庭課】

場所は運動場の一角になります。プールとグラウンドの間のほうです。

【議長】

今第1号として、浜川小学校のニーズが高いので、浜川小学校内に放課後児童クラブを設置していくという形でございます。今年度、実施設計業務、令和2年度工事、供用開始を令和3年度から予定をしているという計画で進めているということで、よろしいですか。

また、教育委員の皆さん方がどこだと、どの規模だとか、そういった詳しい説明が必要であれば、適宜お願いします。

【委員】

ここに入る子どもたちの費用とか、職員とか、これも令和3年度に含めて供用開始ということですか。どんな費用があるんですかね。

【子ども家庭課】

費用は、幾らというのはまだ決めていないですけども、今宮城児童館の放課後児童クラブの利用料金が1人当たり月額8,000円になっているので、この額でいくのか。

【委員】

1人8,000円？

【子ども家庭課】

1人8,000円ですね、1カ月に。

【議長】

宮城児童館にあるものですね。今、北谷町にある6施設のうち5つは民間業者なので、余り安くすると向こうの経営を圧迫する話もあるわけですね？ なのでバランスをとりながら。

【委員】

よく1万円という話を聞くもんですから。

【子ども家庭課】

民間は大体1万2,000円ぐらいですね、平均すると。

【議長】

ただ、片親は補助してますよね？

【子ども家庭課】

はい、ひとり親については補助があります。

【議長】

5,000円まで。

【議長】

では議題（3）については計画案ということで。

議題4 幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗について（要領第2条第1項第2号のウ「幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携」）

【議長】

先ほど無償化については話がありましたけれども、続きまして議題（4）の幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗についてです。これは子ども家庭課及び学校教育課より説明をさせたいと思いますので、順次説明をお願いします。

資料4 「幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗について」 子ども家庭課が説明

【議長】

説明は終わりました。質疑等、よろしくお願いします。

【委員】

基本的なことだと思うんですが、もう一度。1号認定とか2号、3号とありますが、これはどういうことかな。

【子ども家庭課】

1号認定というのは、幼稚園を利用するための認定。あとは認定こども園の教育利用の認定になります。2号認定というのは保育の認定になるのですが、3歳以上の保育の認定は2号認定。3号認定については保育の認定で、0歳から2歳までの子どもになります。

【議長】

よろしいですか。ほかにどうぞ。

進捗状況については、部長会議等いろいろ諮っているんですね。また総合教育会議が必要というのであれば、開くとか、どういう方針なのか。

【子ども家庭課】

まず直近の明日、部長会議を予定しているんですが、その中では公立保育所の給食費の額の設定

についてというのと、あとは軍人・軍属に対する無償化給付の考え方なんですけど、諮ることになっています。もう一つが、来年度以降の量の見込みですね。第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定に向けての保育の必要量の見込みについても、コンサルの方を招いて説明をしてもらって、この量の見込みで、とりあえず第一案ということで検討していくことを諮りたいと思います。

【議長】

何かございますか。

【委員】

第3回会議で委員の意見の中に、14時まで幼稚園の受け入れ時間を延長するのであれば、預かり保育の利用増や保育所を利用していた人たちが流れてくる可能性もあると、この理由をちょっと聞きたいのですが。

【学校教育課】

本来公立幼稚園は、受け入れとしては7時45分から12時15分までとなっておりますので、その時間が2時までということになれば、これまでパートで保育所を利用している方とか、また認可外保育施設を利用していた方が、やはり小学校の隣にある公立幼稚園を利用したい人が増えるのではないかとということが委員の意見としてございました。

【委員】

そしてもう一つ。部長会議に諮ることと、教育委員会に諮ること、ここの説明のとおりであるんですが、最終的に教育委員会に諮る4歳児の預かり保育の実施については、具体的にはどんなことを諮るということですか。

【学校教育課】

A3の横のもので、今後における町立予定の方向性ということで示しているんですけども、今現在決まっているのは、白抜きになっている令和元年6月というところが、今幼稚園で行われている幼稚園教育のサービスとして、4歳児、5歳児の受け入れをしております。また、預かり保育は5歳児の預かり保育のみを実施しています。それに伴って、給食提供も5歳児預かり保育のみを給食提供しています。新たに取り組むことが黄色で、今矢印になっているんですけども、令和元年の10月から国が幼児教育・保育の無償化をスタートさせますので、公立幼稚園としては10月から4歳児の預かり保育を始める予定でございます。それに伴って、4歳児の預かり保育へ給食提供をすることを事務局案として提案しているんですけども、これを明日の部長会議で必要ない場合は庁議にも諮って、最終的に教育委員会に諮るほうで決定していきたいと考えております。なので、これがまた令和2年には4歳児、5歳児の受け入れ時間の延長、また4歳児、5歳児の全園児への給食提供とかを今後の会議の中で、皆様のご意見を伺いながら、事務局案を提案して決定していきたいと考えております。以上です。

【議長】

よろしいですか。ほかにどうぞ。

【議長】

それではご意見ないようですので、幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗について、いろ

いる委員からの質問等があつて、また部長会議に諮つて、場合によってはまた教育委員会の会議で決めていただくと、こういう形になってくるという説明ですよね。では、そのようによろしく願ひいたします。

【議長】

以上で、本日の議題は終わりました。

それでは、これで第5回北谷町総合教育会議は終了といたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。